

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

目次

担当課（室）

担当課（室）

届出及び指定漁船調書の縦覧

【公告】

- 建設業の営業の停止命令
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

監理課

建築指導課

- 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正

用度課

- 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の一部改正

- 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査の実施

”

（以上県例規集登載）

【公安委員会】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

- 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

警務課

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

”

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

治山課

- 保安林の指定の解除

”

- 漁船保険付保義務の同意を求めるための

水産課

◎岡山県告示第三百五十四号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第六号中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十五号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第四条第七号中「二年」を「三年」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関	所在地	指定年月日
桜井内科	赤磐市山口一六〇―三	令和三年五月一日
マスカット薬局児島店	倉敷市児島下の町一〇―二―四	令和三年五月六日
あさがお薬局	真庭市下方一二二五―五	令和三年六月一日
オガワ薬局	津山市小原二三―一	令和三年六月一日
医療法人高杉会高杉こどもクリニック	総社市井手五八五―一	令和三年六月一日
医療法人美星会三宅医院	井原市美星町星田五一九―一	令和三年六月一日
医療法人まつした医院	瀬戸内市邑久町尻海七―一	令和三年六月一日
真庭中央薬局	真庭市上市瀬三五―一	令和三年六月一日

◎岡山県告示第三百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ザグザグ薬局中庄店

倉敷市中庄七一一

令和三年五月一日

訪問看護ステーションさくら木

赤磐市河本四八八一一

令和三年六月一日

◎岡山県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

コトウラ薬局

倉敷市児島下の町一〇―二―九

令和三年五月六日

真庭中央薬局

真庭市落合垂水二四九―一

令和三年五月三十一日

◎岡山県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
のぞみ薬局中央店	津山市押入1136-16	R3.4.1
オガワ薬局	津山市小原23-1	R3.6.1
あさがお薬局	真庭市下方1225-5	R3.6.1

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社西生会	笠岡市小平井2039-2	訪問看護ステーションライフグッド	笠岡市小平井2039-2	R3.4.1
有限会社のどか宅老所	津山市下高倉西544-1	訪問看護ステーションのどか	津山市神戸262-1	R3.5.1

◎岡山県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
エスエムエル薬局さつき店	津山市押入1136-16	R3.3.31

◎岡山県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社エヌマイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌマイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	R3.3.31
介護予防事業者	株式会社エヌマイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌマイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	R3.3.31

◎岡山県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市玉三丁目一の一から一の一五まで、一の三二から一の四五まで、一の五四（次の図に示す部分に限る。）、一一〇の五から一一〇の八まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

玉野市玉三丁目一の四六から一の五三まで、一の五四（次の図に示す部分に限る。）

一一〇の九、一一〇の一〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び玉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

◎岡山県告示第三百六十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

笠岡市真鍋島四一五八

川東 恒夫

笠岡市真鍋島四〇四五

久一 博史

二 加入区

真鍋島

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

笠岡市漁業協同組合

四 縦覧期間

令和三年六月十五日から同月二十九日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

〔二三四〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和三年六月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 イチフジ建設株式会社

所在地 倉敷市中畝六丁目七一十三

代表者の氏名 藤本 啓太

許可番号 岡山県知事許可（般一）第二四六三六号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十
四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施
行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者
である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関
する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に
係る建設工事以外の工事をいう。

2 期間

令和三年六月二十九日から同年七月一日までの三日間

四 処分の原因となった事実

イチフジ建設株式会社及び同社の社員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭
和四十五年法律第百三十七号）第十四条第十五項の規定に違反（無許可受託）し、令
和二年二月二十日に岡山地方裁判所からそれぞれ罰金五十万円の判決を受け、同年十
一月二十五日に確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

〔二三五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七七―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社八〇九―一 ランドマーク元町C一〇一号

三島 義隆

三 許可番号

岡山県指令建指第三四号

〔二三六〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

- 1 物品の販売及び修理
- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他
- 2 物品の買受け

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 2 直前決算における自己資本額
- 3 直前決算における機械設備等の価額
- 4 直前決算における流動比率
- 5 申請時における従業員数
- 6 申請時までの営業年数
- 7 男女共同参画の推進状況
- 8 障害者雇用の状況
- 9 環境基準等の達成状況
- 三 資格審査を受けることができない者
- 次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- 3 営業に関し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- 4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規

定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所等長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 誓約書

(9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類

(11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(12) その他知事が必要と認める書類

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和三年八月二十三日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。
なお、三十一日は不備があった場合の再提出のみを受け付けるものとする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和三年七月七日から同年八月二十日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和三年六月十七日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、八の問い合わせ先宛てに請求すること（令和三年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

岡山県出納局用度課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>) からダウンロードすることができる。

六 資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

1 申請者の住所又は所在地が岡山県内の場合 令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

2 申請者の住所又は所在地が岡山県外の場合 令和三年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (〇八六) 二二六一七五三八又は (〇八六) 二二六一七五三七

〔二三七〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

令和三年六月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約
別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - 2 直前決算における自己資本額
 - 3 直前決算における流動比率
 - 4 申請時における従業員数
 - 5 申請時までの営業年数
 - 6 ISO審査登録等に関する事項
 - 7 障害者雇用に関する事項
 - 8 男女共同参画に関する事項
 - 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）
 - 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）
- 三 入札参加資格の審査を受けることができない者
- 次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者
 - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に關し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有

していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書

(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和三年八月二十三日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。

なお、三十一日は不備があった場合の再提出のみを受け付けるものとする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和三年七月七日から同年八月二十日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和三年六月十七日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、総務部デジタル推進課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、八に掲げる問い合わせ先宛てに請求すること（令和三年八月二十四日

までの消印のあるものに限る。)

(3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

岡山県出納局用度課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)、
総務部財産活用課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>) 又
は総務部デジタル推進課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることができぬ。

六 入札参加資格の審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 入札参加資格の有効期間

(1) 申請者の住所又は所在地が岡山県内の場合 令和三年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

(2) 申請者の住所又は所在地が岡山県外の場合 令和三年十一月一日から令和五年十月三十一日まで

八 問い合わせ先

1 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班(直通電話(〇八六)二二六―七二三四)

2 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班(直通電話(〇八六)二二六―七二六四)

3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班(直通電話(〇八六)二二六―七五三八)

令和3年6月15日 岡山県公報 第12302号

別表

業		業務種目		担当課					
大分類	種目	小分類	種目	担当課					
1 建築物等の保守管理	番号	1	建築物清掃	総務部財産活用課					
		2	有線通信設備保守						
		3	放送・時計設備等保守						
		4	無線通信設備保守						
		5	建築物飲料水貯水槽等清掃						
		6	浄化槽の保守・清掃						
		7	排水槽の清掃						
		8	建築物ねずみ昆虫等防除						
		9	電気・機械設備等の運転・監視						
		10	中央監視設備等保守						
		11	電気設備等保守						
		12	給排水・換気設備等保守						
		13	冷暖房設備等保守						
		14	ボイラーの運転・清掃・保守						
		15	危険物施設保守						
		16	消防設備保守						
		17	昇降機等保守						
		18	庭木芝生管理(剪定・殺虫消毒)						
		19	建築物等の定期点検						
		20	施設の管理・運営						
		21	その他						
2 廃棄物の処理	番号	1	一般廃棄物(収集運搬)						
		2	一般廃棄物(処分)						
		3	産業廃棄物(収集運搬)						
		4	産業廃棄物(処分)						
		5	特別管理廃棄物(収集運搬)						
		6	特別管理廃棄物(処分)						
3 警備	番号	1	施設警備						
		2	機械警備						
		3	その他						
		7	廃棄物再生事業						
		8	その他						
		4 調査研究(情報通信サービスを除く。)	番号			1	調査研究(社会経済分野)	出納局用度課	
						2	調査研究(自然科学分野)		
						3	環境測定		
4	検査								
5	その他								

業		業務種目		担当課					
大分類	種目	小分類	種目	担当課					
5 企画製作(情報通信サービスを除く。)	番号	1	物品	出納局用度課					
		2	看板						
		3	写真・製図						
		4	映画・ビデオ						
		5	広告・広報						
		6	イベント企画運営						
		7	デザイン企画						
		8	その他						
		6 運送保管	番号			1	旅客運送		
						2	貨物運送		
3	梱包・発送								
4	保管								
7 機械設備等の保守点検(情報通信サービスを除く。)	番号	1	計測機器						
		2	分析機器						
		3	その他機器						
		4	機械						
		5	設備(建物等の保守管理以外)						
		6	その他						
8 情報通信サービス	番号	1	コンテンツ作成	総務部デジタル推進課					
		2	システム等開発・改良						
		3	システム等管理運営						
		4	データ処理						
		5	ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)						
		6	情報セキュリティサービス						
		7	通信サービス						
		8	情報通信サービスに係る調査(通信に関するものは、システムを利用するものに限る。)						
		9	その他						
		9 その他(情報通信サービスを除く。)	番号			1	健康診断	出納局用度課	
2	給食業務								
3	人材派遣サービス								
4	研修業務								
5	筆耕・翻訳								
6	損害保険								
7	クリーニング								
8	公園・河川の管理								
9	森林管理								
10	その他								

◎岡山県公安委員会規則第十一号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月十五日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号中「及び航空隊」を削り、同条に次の一号を加える。

十五 警備課 航空隊

第二十条第一項第八号及び同条第三項を削る。

第四十条に次の一号を加える。

十 航空機の運用に関すること。

第四十条に次の一項を加える。

2 航空隊においては、前項第十号の事務をつかさどる。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。